

令和 8 年度 小野地区地域資源発掘・活性化方針調査業務委託

特記仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 小野地区地域資源発掘・活性化方針調査業務委託

2. 業務目的

本業務は、本市の小野地区（薦野、米多比、薬王寺、小山田、谷山）を対象に、豊かな自然環境や歴史的風土を活かした、多様な主体の連携による「持続可能な地域活性化モデル」の構築を最終的目標とし、そこに至る方針を明確にするために実施する事業である。地区内に点在する温泉や史跡、伝統文化等の多様な地域資源の現状を正確に把握し、地域関係者の地域に対する評価や意識を明らかにすることで、小野地区における生活満足度の向上（ウェルビーイング）やシビックプライドの醸成、交流人口・関係人口の拡大といった継続的・将来的な目標につなげる。

3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

4. 対象

(1) 地域住民・団体

小野地区 5 行政区に居住、または活動する個人・団体

(2) 事業者

地区内事業者（飲食店、農林業者、観光事業者等）、および連携を想定する市内外の企業・団体

(3) 地域外来訪者

市内外の観光客や本地区に関心を持つ若年層など関係人口候補者

5. 事業概要

本事業は、詳細な調査により地域資源の発掘や情報の整理を行い、地域資源の状況について分析を加えるとともに、地域住民や地区内事業者等の地域関係者を対象に地域に対する評価や課題感を聴取することで、地域の現状と地域関係者の求める活性化について明らかにし、今後の地域の方向性について検討の参考となる資料を作成する事業である。受注者には、単なる調査・アンケート実施にとどまらず、地域の住民や事業者を巻き込み、事業終了後も地域関係者の連携につなげていくものとする。小野地区において現時点で想定する地域活性化基本方針は以下の通りであるが、本事業での調査結果や分析の結果として示される方針は以下の活性化方針に拘束されるものではない。

【参考：基本方針】

(1) シビックプライド醸成（地域内住民向け）

天然温泉や史跡、歴史的背景等の再評価を通じ、住民が地域の価値を再発見し、保全・継承・参加を促す。

(2) 関係人口創出（地域外来訪者向け）

都市部からのアクセス性を活かし、歴史文化や豊かな自然体験を通じ、継続的に関わる人材を増やす。

(3) 持続可能な働く場・稼ぐ力の向上（事業者連携向け）

地域資源を活用した新たなビジネスや事業者間の連携を推進する。

6. 業務内容

受注者は、本事業の本旨を理解した上で次の業務を行うこと。

(1) 地域資源に関する現状把握のための調査・分析

- ・今後の地域活性化へ向けた取組における活用を前提に、新規既存問わず、天然温泉、史跡、文化財、伝統行事等を含む地域資源を幅広く調査すること。
- ・調査を実施した地域資源の活用可能性について独自の分析を加え、今後の取組において市や地域住民等の関係者が活用しやすい形で画像等のデータを含む情報を整理すること。

(2) 地域に対する関係者の意識調査

- ・小野地区住民と地区内事業者や地域団体、小野地区に関連した事業を展開する事業者等の地域関係者を対象に、地域への評価や課題感、地域活動への参加意向など地域に対する意識の実態を明らかにする調査を広く実施すること。市は受託者からの要望に応じて住民基本台帳データの抽出・提供、または行政区長への協力依頼などの支援を行うものとする。ただし、郵送費等の実費は受託者の負担とする。
- ・上記調査とは別に、インタビューやワークショップなど深掘りや対話の可能な形式で、地域関係者を対象にした聞き取りを実施すること。
- ・上記を含む調査範囲や調査手法の異なる複数の意識調査を踏まえた上で、「地域の声」の実態として調査結果を取りまとめると共に、地域のめざすべき姿やそれに対する地域関係者の意識や姿勢について分析を加えること。表面的な課題の確認に留まらず、「本質的な課題」の把握に努めること。

(3) 地域活性化に関する提言

- ・地域資源の現状や、地域住民を始めとする地域関係者の地域に対する意識・評価・取組姿勢について実施した調査に対し十分な分析を加えた上で、今後の小野地区がめざすべき姿や方針、現実的なロードマップに関する提言を行うこと。
- ・提言については数値目標など定量的な評価のみでなく、地域住民の意識変容や地域関係者の連携強化など定性的な側面についても言及し、地域活性化の取組に当たって参考にできるような現実的な内容とすること。また、一般論や汎用的な提言でなく調査の結果を十分に活用し、小野地区の現状に沿った提言とすること。

(4) 地域の住民や事業者等への成果還元（報告の実施）

・調査結果、分析結果、地域活性化に関する提言について調査の参加者を始めとする地域関係者が今後に活用できる形で取りまとめ、広く周知し情報の共有を行うことで地域主体の継続的な活動へのモチベーション向上を図ること。

7. 履行場所

古賀市小野地区全域

8. 事業達成目標

本事業の目標値は以下の通りとする。

- (1) 地域資源の調査・発掘数：5 行政区網羅／10 件以上
- (2) 地域関係者への意識調査：回答数 400 名以上
- (3) 深掘りの可能な形式での聞き取り：対象 20 名以上

9. 成果品

- (1) 業務実績報告書（調査分析結果、地域活性化方針に関する提言を含む）

簡易製本 1 部、データ

- (2) 今後の地域活性化の取組において市が二次利用可能な画像等の素材データ

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする（業務実績報告書は令和 9 年 3 月末を想定）。

10. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

11. 前払金

受注者は、地方自治法施行令等の規定に基づき、委託料の 2 分の 1 以内の範囲で前払を請求することができる。

12. その他注意事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、

受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。

- (5) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 特定の民間施設に偏ることなく、公共性に配慮した事業運営を行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。